

## 社会資本整備審議会建築分科会

### 第10回官公庁施設部会

平成23年9月26日

【国土交通省】 お待たせいたしました。定刻でございますので、社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会を始めさせていただきます。

本日は委員の皆様方にはご多忙のところ、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長の〇〇と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日ご出席いただいております委員及び臨時委員の皆様方は、委員及び臨時委員7名中3名でいらっしゃいます。社会資本整備審議会令第9条第3項に基づきまして、定足数を満たし、当部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。また専門委員3名の皆様方にもご出席をちょうだいしております。

開会に当たり、官庁営繕部長よりごあいさつを申し上げたいと存じます。

【国土交通省】 本日はご多忙の中、社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。初めに、このたびの3月11日の東日本大震災、また最近の一連の台風によって多くの方々がお亡くなりになられたことへのご冥福をお祈りしたいと思います。また被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、現在、官庁営繕としても、こういった災害により被災した官庁施設について鋭意復旧に全力を挙げておるところでございますけれども、今回の災害を見て、やはり自然というものは、完全にはコントロールしがたいものであることが改めて認識されたところがございます。現在、防災という言葉から減災という言葉へ言葉が変わりつつございます。こういった自然の災害はなかなか最終的に避けがたい部分はどうしても残らざるを得ないといったときに、その後の対応を国として責任を持って行っていくことが改めて重要なことだと認識されたわけでございます。官庁営繕は、その後の応急災害対策活動へ直接対応するわけではございませんけれども、そういった国が行わなければならない行為の場をしっかりと確保していくのが我々の使命ではないかと考えておるところでございます。こういった施設の整備に当たりまして、私ども、既存施設の有効活用を図りながら災害に対する安全・安心の確保等といったことに的確に対応することが非常に大きな課題と認識してご

ざいます。

具体的には国民生活の安全・安心の確保に資するため、官庁施設の耐震化、また今回の地震で明らかになりましたけれども、津波対策といったものを今後進めていきたい。またこういったものを進めるに当たっては、持続可能な低炭素・循環型社会の構築に資するため、官庁施設の、なかなか難しいところではあるのですけれども、ゼロエネルギー化を目指した整備といったものに努めていきたいと考えてございます。

平成24年度の予算概算要求に係ります官庁営繕事業の新規事業採択時評価につきましては、この9月16日に国土交通大臣から社会資本整備審議会長にご意見を賜りたく諮問したところでございます。本日、官公庁施設部会に調査審議をお願いしているところでございます。

委員の皆様方のご指導をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、開会に先立つご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【国土交通省】** 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧いただきたいと存じますが、資料1、資料2-1、資料2-2、参考1、参考2、参考3、参考4、参考5、参考6、資料3、資料4でございます。またあわせまして、先ほど開催されました官公庁施設部会事業評価小委員会の報告の1枚の紙をお届けしております。欠落等ございましたら、事務局までおっしゃっていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

次に、ご出席の委員の皆様並びに国土交通省出席者のご紹介でございますが、時間の関係上、お手元の名簿及び座席図をもってかえさせていただきたいと存じます。

本日は〇〇部会長がご欠席でいらっしゃいますので、社会資本整備審議会令第7条第6項に基づき、〇〇部会長代理に部会長の職務の代理をお願いいたしたいと存じます。

〇〇部会長代理からお言葉をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

**【部会長代理】** 〇〇です。本日は〇〇部会長がご出席できないということですので、私が部会長代理として部会長の職務を代理いたします。引き続きよろしくお願いいたします。

当部会は9月16日付けの国土交通大臣から社会資本整備審議会長あての諮問を受けまして、浦和地方合同庁舎（増築棟）、黒石税務署、京橋税務署、この3件の新規事業採択評価について調査審議することとしております。委員の皆様のご熱心なご討議をお願いいたします。

【国土交通省】 ありがとうございます。なお、冒頭のプレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、これからの進行を〇〇部会長代理によろしくお願い申し上げます。

【部会長代理】 それでは議事を進めさせていただきます。

まず審議事項として、議事次第の2「平成24年度予算概算要求に係る官庁営繕事業の新規事業採択時評価について」がございします。これは配付資料2-1のとおり、今日16日に国土交通大臣から社会資本整備審議会長に諮問があり、建築分科会、官公庁施設部会に付託されております。本件については、先ほど当部会の事業評価小委員会で審議し、お配りしたとおりの意見を得ております。この小委員会報告を受けまして、当部会として調査審議し、本日当部会としての意見を決定したいと思います。

また、報告事項として、議事次第3の「国の出先機関が入居予定の合同庁舎について」がございします。これについては、官庁営繕部から報告を受けたいと思います。

この2つの事項について、続けて官庁営繕部から説明をお願いいたします。

【国土交通省】 計画課長の〇〇です。それでは今、部会長代理からご紹介のありました3件についてご説明いたします。

資料は資料2-2、参考1それから参考3から6を用いまして説明いたします。

まず資料2-2は、浦和地方合同庁舎の増築棟、黒石税務署、京橋税務署の総括表でございします。評価案は事業計画の必要性、合理性、効果について、おのおの100点を超えているという資料でございします。

各事案の説明の前に、事業評価の概要についてご説明したいと思います。参考の1でございします。めくっていただきまして1ページ、官庁営繕事業に係る事業評価については3つございします。新規採択、再評価、完了後の事後評価と。今回、審議していただきますのは、新規採択時評価でありまして、実施主体は国土交通本省となっており、予算化しようとする事業について採択時において実施と。費用対効果を含め、総合的に行うこととしております。再評価、完了後につきましては、事業主体は本省または地方支分部局となっております。

次に2ページ目、新規採択時評価の視点は3点ございします。必要性、合理性及び効果であります。この3点につきまして、すべて100点以上の場合、採択要件を満たすとしております。③の効果につきましては、業務を行うための基本機能、B1と施策に基づく付加機能のB2、2つに区分して評価してしております。

3ページをお願いいたします。まず視点の1番目、必要性でございます。これにつきましては、現在の建物に弊害が多いほど点数が高くなるということで、老朽、狭隘、そのほか分散、借用の返還、耐震性不足等の施設の不備など、こういった弊害を点数化いたしまして、100点以上になる場合、オーケーというぐあいにしております。

視点の2つ目、4ページでございます。事業計画の合理性の判断でございます。同等の性能が得られる代替案、改修・増築で行うのか、もしくは民間ビルの借り上げで行うのかといった有無を確認した上で採択案と代替案との費用比較、ライフサイクルコストの比較により安いということで評価するものでございます。これは事業案が安い場合に100点を付与することとしております。

続きまして5ページ目は、先ほど説明しました計画の効果についての評価でございます。B1とB2をおのおの評価いたしまして、100点以上であればオーケーというぐあいにしております。具体的内容につきましては、事案の説明のときに再度行いたいと思います。

それでは、まず1番目、浦和地方合同庁舎につきまして、A4横の参考3をお開きください。浦和税務署につきましては、現在耐震性が不足、また築45年で経年による劣化、老朽化が著しいことや分散して業務を行っていることから現庁舎を取り壊し、新たな庁舎を整備するものでございます。

2ページ目お願いします。既存庁舎はRC4階建て、約4,000平米の建物でございます。

3ページ、事業の概要でございます。右の枠の中にございますように、現在の浦和税務署を取り壊しまして、仮引越し、その後増築棟を完成して、最後に仮庁舎を取り壊すという計画になっております。建てる増築棟につきましては、RC5階建て、延べ約5,000平米となっております。

続きまして4ページ、税務署の業務でございますが、管轄区域79平方キロメートル、人口62万、法人数1万3,000社となっております。

5ページ、まず、必要性の評価でございます。これにつきましては、参考の6、11ページをお願いいたします。計画理由としましては、老朽、分散、施設の不備を挙げております。施設の不備につきましては、耐震性能が不足かつ耐震改修は困難であるということで100点。それから老朽につきましては、参考6の11ページ、下の計算で、現存率が57%になっておりまして、このページ11の評価指標60%以下ということで90点となっております。同様に分散につきましても、同一敷地内で分散ということで40点。右

側に参りまして、主理由については100点そのまま。従要素につきましては、おのおの0.1倍して加算ということで、合計123点となっております。現存率につきましては、建物の老朽度を示す指標でありまして、新築時を100とした場合、現在どれほど建物として残っているかというものを各部位ごとに調査をいたしまして、その老朽の度合いを数量化して各部の現存率として構成比とおのおのの現存率の掛けたものを総和として計算しております。

次、6ページ、老朽状況の写真です。亀裂、剥離等が見受けられます。

7ページ、必要性でございますが、現在、浦和税務署につきましては、現税務署とそれから浦和地方合同庁舎の1、2階に分散しておりまして、駐車場等を通過しないと行けないことなどもあり、非常に危険な状況であります。

次、8ページでございます。耐震性不足についてでございますが、現在の耐震性の評価値は必要な1に対して0.27と非常に低いもので、地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が非常に高いという状況になっております。また、耐震改修できない理由は、耐震・制震改修の場合、増杭する必要があるのですが、既存庁舎等と干渉してしまうため、技術的に困難という状況であります。

続きまして9ページ、視点の2番目、合理性の評価でございます。この代替案につきましては、さいたま市浦和区における賃貸事務所の民借を想定しております。事業案につきましては、初期費用それから維持修繕費、土地の占用に係る機会費用、それから法人税等の割り戻しということで、合計29億余となっております。一方、代替案につきましては、初期費用、維持修繕費、法人税等で38億ということで、事業案のほうが安いということで100点の評点としております。

10ページは、視点3番目の効果でございます。分類欄にございますように、位置、規模、構造につきましては、おのおのすぐれている点を評価しております。位置につきましては、用地、災害防止・環境保全、アクセスの確保等で1.33。規模につきましては、適切な規模ということで1.0。それからB1の中の機能性につきましては、適切に確保ということで1。社会性、環境保全性及び機能性については、適切な機能、構造として計画されているということで1.1となっております。すべてを掛け合わせまして、146点となっております。

次、11ページはこのB2についての評価でございます。通常もしくは法的に必要とされるものをやっている場合にはC評価となりますが、充実した取り組み、さらにすぐれた

ものについてはAという評価をしております。環境保全性につきましては、この3つが導入され評価はB。ユニバーサルデザインにつきましてはAという評価となっております。

以下12ページから、このB2に関する内容についてご説明いたします。まず太陽光発電を20キロワット、屋上緑化を約190平米、それから外断熱工法の採用でございます。

続きまして、13ページ、ユニバーサルデザインでございます。多機能トイレ、事務室の自動扉等の整備を行う予定としております。

最後、14ページに参りまして、今、説明いたしました必要性、合理性、効果についておのおの100点を超える結果となっております。

浦和地方合同庁舎につきましては、以上でございます。

続きまして、参考4、黒石税務署について説明いたします。表紙めくっていただきまして1ページ、計画概要は耐震性能不足、それから築47年による老朽化、それから簿書の一部を弘前市内の集中簿書庫に保管するという分散状況、このため庁舎を整備するものがございます。なお、整備に当たりましては、ゼロエネルギー化を目指した整備をモデル的に実施するとしております。

2ページ、現庁舎の状況でございます。RC2階で約700平米の施設でございます。

計画は3ページで、RC3階建て、延べ床1,236平米、工事費が6.6億円、事業期間は24から25年度としております。

4ページ、黒石税務署の業務につきましては、管轄区域が相当広く、人口は10万、法人数としては1,000社程度でございます。

5ページ、まず評価の1番目の必要性でございます。老朽、分散、施設の不備ということで、おのおの評点を計算しておりますが、施設の不備につきましては、耐震性能不足かつ改修が困難ということで主理由として100点。続きまして、老朽、現存率が55%ということで90で、その10分の1、9点。分散につきましては80点で、その10分の1の8点。計117点となっております。

続きまして6ページ、老朽状況の写真でございます。傾斜の進行を防ぐため鉄骨の方杖を設置等しておりますが、目視できるように、相当床がたわんでいる状況でございます。

続きまして7ページ、分散状況でございます。簿書の一部を弘前市内の集中簿書庫に保管ということで、約15キロ離れたところに月8回程度出張が必要となって、業務の支障となっております。

続きまして8ページ、施設の不備でございます。耐震安全性の評価につきましては、1

に対してコンマ68。現庁舎のコンクリート強度が低いこと等から補強箇所が多くなって、行政サービスの提供が困難ということで、耐震改修は困難と考えております。あと、エレベーター未整備、階段の蹴上げ寸法が建築基準法非適合という状況になってございます。

続きまして、事業計画の合理性、代替案との比較でございますが、事業案と同等の性能を確保できる代替案がないということで、評点を100としております。具体的には、まず賃借施設につきましては、黒石市内に存在しないということで困難。別の用地につきましても、空地の国有地等が存在しない。それから既存庁舎の耐震改修工事につきましては、耐震壁の設置箇所が多く、執務空間の形状等が著しく不適切なものとなるため困難ということから、合理性につきましては100点を与えております。

続きまして効果でございます。位置につきましては、①の用地、②の災害防止、③のアクセスの確保を評価しまして1.33。規模につきましては、算定基準どおりということで1のままでございます。構造につきましては、B2のところにおきまして1.1の評価をしております。これにつきましては、次の11ページ、環境保全性と機能性のところでおのA評価となっております。

具体的には12ページ、施設の整備に当たりまして、ゼロエネルギー化を目指した整備をモデル的に実施することを検討ということにしております。柱は2本ありまして、1番目は再生可能エネルギー・新技術を積極的に導入。2点目は省エネ・節電技術の徹底活用。これらをもちまして年間エネルギー消費量をエネルギー生産量以下とすることを目指しております。

続きましてユニバーサルデザイン、13ページでございます。ここにつきましても、多機能トイレ、自動扉等、それから車いす利用者専用駐車場等を整備する予定でございます。

結果、14ページ。必要性、合理性、効果につきましては、おのおの100点以上となっております。

続きまして、参考5の資料で、最後、京橋税務署について説明いたします。

1ページ、計画概要でございます。現庁舎は耐震性能不足、それから築48年ということ、また狭隘が進行ということでございます。現庁舎は東京都の都税事務所と合築となっております。都でも防災上重要な施設として、27年度までに建て替えを完了する計画となっております。

2ページお願いします。既存庁舎の概要でございます。左側、写真Aにありますように、向かって右側が国の京橋税務署、左側が都の中央都税事務所でございます。現庁舎はSR

C 6階地下1階、延べ約9,000平米弱の建物でございます。

3ページ、新庁舎の概要でございます。現庁舎を取り壊しまして、SRC造地上8階地下1階建て、延べ1万1,000平米、うち税務署分は6,700平米弱となっております。

次、4ページ、京橋税務署の業務の概要でございます。管轄区域は7平方キロと狭いんですが、法人数が2万5,000社ということで、相当大規模な税務署でございます。

次、5ページ、評価の視点1番目の必要性でございます。この施設につきましては、老朽、狭隘、施設の不備、3点を記載しておりますが、主理由としましては、耐震不足ということで100点。老朽につきましては、現存率が55%で、評点90で9点。狭隘につきましては、面積率が0.76で、40点の10分の1、4点となっております。現存率につきましては、先ほど説明したものと同じで55%となっております。

6ページ、面積率でございます。面積率につきましては、6ページの一番下にありますように、現有面積をこの計算式で除しまして、現在の面積が必要と考えられる面積のどれぐらいなのかという計算式でございます。上の表です。人員274人に対して、換算人員では526.5人となっております。現有面積4,333をそれらの値で除しますと、コンマ763となっております。

7ページにつきましては、老朽化の状況写真でございます。いろんなところでクラック等が発生しております。8ページも老朽状況でございます。9ページは設備機器等の老朽状況でございます。

10ページにつきましては、狭隘の状況でございます。写真、右上は会議室の一部を資料置き場にしていたり、右下の写真は通路部を来庁者の相談スペースにしたりといった状況でございます。

11ページ、耐震性不足でございます。評価値につきましては、コンマ35。これは日本建築防災協会の診断基準でございますが、この建防協の値では0.6以上必要なのに対して、コンマ35しかないということでございます。耐震改修について、施設管理者の意見を求めています。行政サービスの提供に非常に問題が大きいということで、耐震改修は困難と判断しております。

12ページはバリアフリー化対応が困難であると。エレベーターの奥行きが基準を満たしていない。それから階段の踏み面が26センチしかないといったことで、改修が困難という状況でございます。

13ページにつきましては、合理性の評価でございます。浦和と同様の計算をいたしま

して、事業案では59億余。代替案、中央区の京橋地区における賃貸事務所の民借を想定しましたが、約94億円ということで、事業案が安いという結果となっております。

続きまして、視点の3番目の効果の評点でございます。位置につきましては、アクセスの確保ということで1.1。それからハの構造のB2、社会性・環境保全性のところでAまたはBに該当する項目があるということで1.1。掛け合わせまして121点という評価となっております。

15ページは、このB2、1.1の根拠でございます。評価欄のところにAまたはBが1つ以上ある場合に1.1と評価することにしておりまして、環境保全性、機能性がA、地域性がBということでございます。

続きまして、ページが飛んでおりますけれども、事業計画の効果、地域性でございます。まず1点目は東京都の長期計画と整合している。業務が連携できる。それから納税者の利便性の確保が図られるということでございます。

17ページにつきましては、環境保全性でございます。太陽光発電20キロワット、屋上緑化約180平米、外断熱工法、断熱サッシの採用、それに雨水再利用設備の採用でございます。ユニバーサルデザインにつきましても、ほかの税務署と同様、多機能トイレ等を整備することとしております。

19ページは、その結果、3視点につきましては、おのおの100点以上となっている結果でございます。

それでは続きまして、議題2の「国の出先機関が入居予定の合同庁舎について」、これについて報告させていただきます。資料3でございます。

資料、左側にありますように、出先機関改革の検討が進められていることから、この①、②を満たす事業のみについて実施ということで、現在事業を進めております。矢印がありますように、概算要求で35カ所を要求しておりましたが、21年10月の要求見直しで22カ所を見送りました。23年度当初予算では、うち4カ所を再開いたしました。再開いたしましたのは、この①、②を満たすということで再開したものでございます。今般の東日本大震災を受けた今後の対応でございますが、基本的には見送りを継続いたします。ただ、被災状況を踏まえて、整備の緊急性が真に高い事業として、以下を追加しました。

まず、優先地域に所在する防災合同庁舎であって、防災機能強化のために整備が必要なものについては、整備を実施するという方向でございます。優先地域と申しますのは、下段にございますように、三大都市圏それから東海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地

震、それから東南海・南海地震の強化地域または推進地域に所在する合同庁舎のうち、注2の防災合同庁舎です。Ⅰ類またはⅡ類の官署を集約するもの、またはそれら官署の占める割合が大きいものということで、Ⅰ類と申しますのは、本省庁・地方整備局等の地方ブロック防災機関、広域的に防災活動を行う官署。Ⅱ類につきましては、気象台等の県単位で防災活動を行う官署としております。

こういう今後の対応を受けまして、右側、整備再開を検討している箇所、4カ所ございます。仙台第1、高松それから帯広第2、これらにつきましては優先地域に所在する防災合同庁舎として。大井合同庁舎につきましては、耐震性能を満たさない現庁舎の割合が高いということで再開を検討しております。

中段、備考欄がございます。上記4カ所のほかに、石巻港湾合同庁舎につきましては災害復旧として建て替える。浦和地方合同庁舎につきましては、先ほど説明したものでございます。鹿児島港湾合同につきましては、障害物のため予定地を変更して整備するという方向でございます。

合同庁舎の報告については以上でございます。

【部会長代理】 ありがとうございます。

それではただいまの2つの事項につきまして、一括してご意見、ご質問等をお願いいたします。何かございますでしょうか。

【〇〇委員】 これ、さっき、その前にあったのは委員の方、ほとんど皆さんやられた？新しいのは僕とだけですか。

【部会長代理】 〇〇先生ですね。お二人が新しいので、主としてご意見いただければと思いますが。

【〇〇委員】 それでちょっと唐突であれなんで。参考資料1の事業評価内容で、というのは、新規事業採択時評価ということで、これ予算化の前段ですね。そうすると、ここで概算の予算が書かれているのは、これはもう既にそういう額で予算を申請しようということですか。

【国土交通省】 そうです。

【〇〇委員】 そうですか。それで、そのときに、後の段階で言いますと、今、総合評価でやるとか、PFIでやるとか、さまざまな発注方式があるじゃないですか。それはこの関係とはどういうふうになるんですか。

【国土交通省】 事業予算という、それは構造の問題になります。基本的に現在の事業

予算というのは、最終的には平米の単価に戻して規模に掛けるという形の事業予算化をしています。委員のおっしゃられている話は、実行上の議論という部分ですので、それを基本的には上限として実行上の、今度、設計をして組んでいくということになります。逆にそれで足りない部分は追加要望をかけて財政当局にご相談をしながら、追加の要望をかけるんですけども、基本的にはこの予算総額の中で設計を行って事業化をするというのが現在の基本と考えていただいたほうが。だからあくまでこれは計画予算であって、実行予算は個別実行の段階で組み立てられるというご理解をいただければと思っております。

【〇〇委員】 予算化のそのときに、さっき言いましたように、P F Iとか事業方式です、それは今のこの段階で出るわけじゃなく、その後、この第2段階、この2つ目の再評価という、この辺に入るんですか。

【国土交通省】 例えばP F Iというのは、完全に事業方式が変わりますので、予算化の手法そのものが変わります。

【〇〇委員】 違うんですね。では、これはP F Iには入らない。

【国土交通省】 P F IはP F Iを前提として予算化が行われます。ただP F Iは当然のことながら、その事業、P F Iにほんとうになるかならないかというスクリーニングをかける形になります。

【〇〇委員】 だからそれがここと、要するに……。

【国土交通省】 これは基本的にはP F I事業としてはV F Mは出ないという前提での予算となっております。

【〇〇委員】 もう一方で総合評価が今かなり国の直轄ではあれですよ、そういうことはもう既に考慮に入るんですか。

【国土交通省】 総合評価方式は、やり方に2つの手法がありまして、1つは予定価格を変えない総合評価方式。もう一つは高度技術提案型といって、提案によってスペックから変更を行った上で入札にかけるものと2種類の手法があります。官庁営繕の場合は、基本的には高度技術提案型までは至らないという形での総合評価をやっています。その内容については、受注者がそもそも乙側の責任で実施すべきという部分についての提案を求めていますので、価格そのものの変化はないと考えております。

【〇〇委員】 そうするとここでバリアフリーとか云々という幾つかの評価をされているものは、設計と条件として提示されるということになる。

【国土交通省】 言うなら、設計に委託するときの与条件になります。工事の発注に対

しては設計図に記載された条件ということになります。

【〇〇委員】 ということになりますね。ですからPFIとか、もう一方では総合評価とか、あるいは従来の今回のされる方式、どれが妥当かということに関しては、ルールがあるんですか。PFI方式でやるという選択肢と総合評価方式でやるという選択肢と、それから今回はそうじゃなくて従来の設計評価として……。

【国土交通省】 従来型はすべて、総合評価です。PFIはいわゆるデザインビルトです。何れ方式を採用するかはVFMが出る、出ないで、事前にどちらの方式を採用するかということが基本的に決められておりますので、それが混ざることにはならないと思います。PFIも、官側の積算価格というのはやはりございまして、それはやはり上限価格ですので、あとはその中でこちらからの要求条件の内容についてPFI事業者として、いろいろ工夫を重ねていただきまして、その中で競争をしていただく。当然総合評価方式ですから、いい提案であれば上限価格の中で高い価格であっても落札ができる総合評価になっています。

【〇〇委員】 もう一点いいですか。

【部会長代理】 どうぞ、どうぞ。

【〇〇委員】 もう一点は、この3つはチェック、四十数年で、見るからに悲惨な、これはメンテの状態もまずかったのかもしれませんが、結果としてはこういう状態だから建て替えというのはいり得るんですけれども、全体に営繕が管轄されているもののランクで、これが今この3つに絞るといふことの判断といふのは何かあるんですか。もう一方で少し今、最後の資料3でしたか、入居予定の合同庁舎云々の説明では、別のプロジェクトが出ていますね。この辺はどういうような選択……。

【国土交通省】 今回再開する合庁が幾つかありますが、これは以前に採択は一度しております。基本的な考え方は2つございまして、1つはまさに耐震の関係で、耐震性能が不足するような建物、官署、それを集めてきて合同庁舎化しているんですけれども、もう一つが国有財産の有効活用の観点で、骨太2006だったと思いますけれども、国有資産をある程度整理した上で売却し、国の資産改革に寄与しようといふことで、庁舎で5,000億円の売り払い収入を得るべく計画を組んだといふ2つの事案がございまして。ただ、ご案内のとおり、地方分権改革関連で国の機関そのものがある程度スリム化されるんではないかといふご議論が出てきました。そういう中で、国の機関がスリム化されても、使用調整により整備した庁舎が無駄にならないというスクリーニングをしております。

それともう一つは、地方分権改革の議論自体が何年かすれば結論がある程度見えてくるだろうという話もありまして、基準法を満足していないものを優先してまずやろうという形の2つのスクリーニングをかけて一部の庁舎の整備を見送っていました。今回の新規採択事案はそれに続く事案なんですけれども、これらもいずれも耐震化が足りてないので、喫緊にこれは整備しなきゃいけない。我々27年までに少なくとも既存不適格は何とか解消していきたいという方針で進めておりますので、そういった中で逆に言えば、耐震性能が基本的には低いほうから順次予算の制限の範囲の中で要求しているというのが実態の考え方でございます。

【国土交通省】 それから税務署等の個別庁舎につきましては、耐震性能が低いとか、先ほど説明した緊急度の評点が高いものを優先的に整備を進めております。

【部会長代理】 ○○先生、何か。

【○○委員】 いや、感想しかないんですけれども、毎回皆さん苦勞されて、まずはありがとうございます。事業計画で評点をつくられたりしたんですけれども、やはりこういう加算方式でもっともらしく見えるところと、ご説明のたまたま今日の3件ですけれども、ハザードといいましょうか、実際特に最初に説明をいただいた浦和というのは、下手をすると納税に来た人をペしゃんこにしてしまうようなこともあるわけで、長い間、時間をかけて、こういう評定をつくりましたことは、これはこれであるとは思うんですけれども、ただつぶやくように感想を言いますけれども、やはり本質といいましょうか、特にこれから考えると、ハザードの大きさというんでしょうか、考えられるリスクと、そこで生じる被害を考えた場合に、単純にこういう総合評定の中の1項目として重みをつけてというように考えていいのか、それとは違うまた別の論理を、それもある範囲だったらいんですけれども、ハザードが大きいと認められたときには、全くそれとは違う論理でやはりこういった事業化をする、優先化させていくという論理があってもいいのではないかと、今日聞いていて思いました。

【部会長代理】 ありがとうございます。例えばハザードが大きいけれども、合理性という部分で問題があった場合には、別の形でいずれにせよ移るというスキームにはなっていないと思うんですけれどもね。

【○○委員】 そうですね。こういう積み上げではなくて、別ルートで。ただここまでリスクが高ければ、これはこういう積み上げとは違う理屈で事業化をしていくようなことが必要かなと。今、部長の話でだんだん解消されているということなんですけれども、今

後もまた被災されている建物等々出てまいりますので、そのときに一つ一つこれをやってというのは、相当きつい話だとお話を聞いていて思いました。

【部会長代理】 これは被災した建物ということではないですよ。

【〇〇委員】 ではないですよ。それはこれとは違う論理で。

【国土交通省】 違います。

【部会長代理】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、国土交通大臣から諮問のあった「平成24年度予算概算要求に係る官庁営繕事業の新規事業採択時評価について」ですが、官公庁施設部会として、意見を決定する必要があります。平成24年度予算概算要求に係る官庁営繕事業の新規事業採択時評価については、浦和地方合同庁舎（増築棟）、黒石税務署、京橋税務署の3件とも本部会として「新規事業化については、妥当である。」という意見でよろしいでしょうか。

（「賛成」の声あり）

【部会長代理】 どうもありがとうございます。それでは、そのように決しさせていただきます。と思います。

議事を進めさせていただきます。報告事項として、議事次第の4「最近の官庁営繕行政における主要施策について」がございします。これについて官庁営繕部から説明をお願いいたします。

【国土交通省】 それでは資料4、横書きで説明いたします。

めくっていただきまして、まず1点目は、東日本大震災を踏まえた対応でございます。まず左上、官庁施設の被災状況。震度5以上の地域について調査を実施したところ、1,263のうち約3割の370施設で被災が確認されました。これらの被災したもののうち、被害の大きな施設については、一次補正予算により復旧工事を実施しております。

左側2段目の各省各庁等への技術的支援でございます。3月12日には被災した施設の設備機器に関する注意事項等、1から7番目までの文書を施設の管理官署である各省各庁あてに発出しております。具体的には、被災した施設のいろんな設備の使用禁止等の注意喚起。それから計画停電に対応するためのいろんな消灯、空調温度の制限、エレベーター台数の制限等の徹底。それから計画停電につきましても停電前の確認事項。それから復電後の電気設備等の確認事項等についてもいろいろと注意喚起を行っております。また④の免震構造につきましては、震度5弱以上を経験した免震装置については点検を行う義務がございますので、その注意喚起も行っております。

これらとあわせて左側一番下、官庁施設の機能確保に関する検討ということで、震災後、この夏ごろから現地の調査も含めて詳細な被災状況や各官署が業務継続をどのように行ったのか、BCPに関する調査。それから復旧方針検討のためのケーススタディーを実施することとしております。これにつきましては、有識者の委員会を立ち上げまして、BCP計画、構造、非構造、設備の技術的事項に係る専門的な意見をお聞きしながら、官庁施設の機能確保を図るための検討を今後進める予定でございます。

右側、今般の地震で所要の耐震性能に満たない防災拠点施設が被災しております。被災したために災害応急対策活動、初期の初動がおくれたところもでございます。上の写真2枚は東北地方整備局です。あとは右下の写真は気仙沼合同庁舎。この庁舎につきましては、2階床プラス2,300ミリのところまで津波が来ております。こういったことがございましたので、復興に向けた対応としまして、復興の基本方針において国の庁舎等について耐震化をはじめとする防災機能の強化を図るとされているのを受けて、先ほど説明いたしました防災合同庁舎の整備それから官庁施設の防災機能の強化ということで丸3つございますが、構造体の耐震性能の確保、自家発電設備の新設・更新、それから津波対策の推進等、今後進めていきたいと考えております。

続きまして、めくっていただきまして、2点目の省エネルギー・ゼロエネルギー化についてでございます。官庁施設の新築において①、②を検討するとしております。1番目は再生可能エネルギー・新技術の積極導入と従来より進めております省エネルギー・節電技術の徹底活用を組み合わせ、ゼロエネルギー化を目指した整備をモデル的に実施する。そしてこれらの結果を踏まえてさらに通常事業への展開を図っていくということで、この左上の目指すべき方向性にPAL、CECがございます。省エネルギー基準に比べて1割程度高いPAL及びCECの目標値を定めております。これは今年3月、関係省庁の統一基準ということとして設定されております。

右側に行きまして、ゼロエネルギー化を目指したモデル事業の実施ということで、先ほど言いましたように、再生可能エネルギー・新技術の積極導入と省エネ・節電技術の徹底ということでゼロエネルギー化を図る。その結果を踏まえて、通常事業への展開、それから最終的には公共建築部門におけるエネルギー効率の向上を促進していきたいと考えております。

【国土交通省】 続きまして3ページ目でございます。公共建築物における木材の利用の促進についてご説明申し上げます。

一番上の箱にございますが、昨年の10月に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行されております。この法律の3条で国につきまして、みずから率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努力をすべきであるという国の責務を課されております。また3にございますとおり、農林水産大臣それから国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めるとされておりました、この基本方針は同じく昨年の10月4日に農水大臣、国交大臣告示として木材の利用の促進の意義、基本的方向、施策に関する基本的事項等について規定されております。

そしてこの基本方針に沿いまして、各省各庁は計画を定めるということになっておりまして、各省各庁の一つである国土交通省といたしまして、今年の5月に計画を定めております。この中では、公共建築物につきまして、耐火建築物とすることが求められない低層の建築物については原則木造化すること、それから国民の目に触れる機会が多いものにつきましては原則内装等の木質化を図ることが規定されております。

この上の3つが法律及びその一連の事項でございまして、これを受けまして国土交通省官庁営繕部といたしましては、官庁施設の木造化を進めていく観点から、一番下の箱にございます木造計画・設計基準を本年5月に定めたところでございます。この基準につきましては、積極的に地方公共団体それから各省各庁に周知を図っているところでございます。

最後のページでございます。国土交通省官庁営繕部において行っております木材利用の状況につきまして、写真を載せさせていただいております。下の参考でございますのが法律ができる前に行ってきたものでございまして、左側の剣山自然情報センターのように、従来はこういった自然公園の中の施設とか非常に特殊な例しか木造を用いた建物がなかったわけでございますけれども、今年度はその上にございますとおり、横浜植物防疫所つくば圃場の事務・検査棟につきまして、構造体を木造にし、内装等につきましても木質化を図るということをしております。また京都地方合同庁舎ほかの施設につきまして、内装等の木質化を図ることとしております。

以上です。

**【部会長代理】** ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等もしありましたらお願いします。

**【〇〇委員】** ちょっと1点だけいいですか。公共建築の木造化というのはいいんですけども、これ、流通の中でこういう公共建築に合うような部材、柱材とか角材が流れていないですね。結果として高い買い物をしているという部分と、それからそれでもやっ

ぱり山というか、林業振興とかあるいは国土の保全という意味ではやらないといけないと。その辺は何かこういう試行をされながらデータとしては集まっているんですか。

【国土交通省】 コストについては、現在調査中でございますし、あと基本方針の中では、コストのあり方についてもあわせて検討するという事になっておりますので、割高な買い物をする事は避けなければならないということでございますので、そういうことで考えております。流通している木材も確かに必ずしも十分とは言えないかもしれないんですけども、始めたばかりでありますので、整備する施設自体も少のうございますので、今のところ何とか入手できるのではないかなと。

【〇〇委員】 お金に走ると、輸入材使うか、集成材使うかという話になって、本来の木造化という趣旨とは違ってくる可能性があって、多少の高さを犠牲にしてでもやるかという、その部分が本省というか国としての戦略だと思うんですよ。その辺、今、試行の中なんで、どちらというジャッジができないんだと思いますけれども、そこは非常に大きな選択のあれなんで、よくデータをとって検討いただきたいと思います。

【国土交通省】 はい。

【〇〇委員】 よろしいですか。今のことに関連しますと、要は材がそろわないということが、つくばの圃場のようなものが出てくると、現実化してくると思うんです。その際に山には木があるんですけども、オンデマンド式ではなくて、流通材は流通在庫がダブっていても出てこないの、結局突き詰めていくと、こういうものをしばらくある程度、年間に3棟、4棟ぐらいつくっていかうとすると、オンデマンド式に来年こういう工事があるからこれぐらいの材はもう切ってほしいというようなことになっていくんですね。そうすると、今までの公共発注の単年度式とか発注を約束できないというところとかなりかわってくるんですが、ある程度今、〇〇さんが言ったことに加えて、来年これぐらいのものが出るから切ってもちゃんと注文が来るよということはある程度は保証するような仕組みを確保していかないと。これは非常にハードルが高いことで、よく存じ上げた上で申し上げていますが、それだけ山は疲弊していて、リスクを背負えないので、ある程度、切るんだったら切ったものは買ってあげるということを保証してあげるという仕組みが必要だということを申し上げておきます。

【国土交通省】 木材に関しましては、使う側として私どもは先生がおっしゃったようなことも含めていろいろと検討していく必要はあるのかなと思いますが、あと供給する側の川上側として、林野庁でいろいろな取り組みをされていかれるということはあわせてその

法律の中で規定されておりますので、そちらとも連携しながら進めていくのかなど。

【〇〇委員】 その当然リンクはですね、今のは営繕というよりむしろ向こうと連携をうまくしていくということですね。

【国土交通省】 はい。

【部会長代理】 ほかによろしいでしょうか。

それでは最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

【国土交通省】 熱心なご議論をいただきありがとうございました。

結びに官庁営繕部長から御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

【国土交通省】 本日は貴重なご意見お寄せいただきまして、ほんとうにありがとうございます。ご要望、ご意見を踏まえまして、我々も官庁営繕行政の施策を進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくご指導のほどよろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。

【国土交通省】 ありがとうございました。本日の議事の詳細につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、国土交通省ウェブサイトに掲載すること等により公表させていただきます。

以上をもちまして、官公庁施設部会を終了させていただきます。まことにありがとうございました。

— 了 —